

News Release

令和6年8月28日からの台風災害に伴う災害救助法の適用に対する特別修理対応について

令和6年8月28日（水）からの台風10号により被害を受けられた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。皆様の安全と一日も早い復興に心より祈念します。

株式会社マウスコンピューター（代表取締役社長：豊秀樹、本社：東京都千代田区、以下マウスコンピューター）は、令和6年8月28日（水）からの台風10号により被害を受けた当社製品について、特別修理対応をさせていただきます。

■ 特別修理対応内容

・特別保守サービスの実施

製品保証期間内であっても自然災害は保証対象外とさせていただいておりますが、この度の台風10号により被害を受けた製品につきましては、以下の修理サービスを特別価格にて対応いたします。

・サービス内容

修理診断費用（動作確認含む）：無料（キャンセルされた場合でも診断費用は発生いたしません）

修理作業費用：無料

※部品交換した場合、部品代は特別価格にて修理のご提案をいたします。また、修理診断の結果、修理不能となった場合は、特別価格にて交換製品のご提案をいたします。

・対象製品

マウスコンピューター製品および、iiyama液晶ディスプレイ製品全般

■ 適用期間

令和6年8月28日（水）から 令和6年12月31日（火）まで

■ 対象地域

内閣府発表の災害救助法適用地区

適用地区につきましては、内閣府のホームページをご確認ください。

<https://www.bousai.go.jp/>

（令和6年台風10号に伴う災害救助法第2条第2項による災害救助法の適用について 第5報）

https://www.bousai.go.jp/pdf/240828_kyuujo2-tekiyo05.pdf

※本お知らせは内閣府ホームページにて随時更新されますので、最新の情報をご確認ください。

■ お申し込み・お問い合わせ先

株式会社マウスコンピューター 専用お問い合わせ窓口

一般電話をご使用のお客様：0570-783-794（24時間 365日受付）

IP電話・光電話をご使用のお客様：03-6636-0001（24時間 365日受付）

マウスコンピューターホームページ：<https://www.mouse-jp.co.jp/>

「メール」「LINE」によるお問い合わせも、承っておりますので是非ご利用ください。